

## 玉東町指定管理施設改修支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第4項の規定に基づき、玉東町（以下「町」という。）が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者が、当該公の施設を町の承諾を得て改修する場合、予算の範囲内において玉東町指定管理施設改修支援金（以下「改修支援金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとし、その交付については、玉東町補助金等交付規則（昭和57年玉東町規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第4項の規定に基づき、玉東町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規程を経て、町と協定を締結している指定管理者
- (2) 施設改修 指定管理者が管理する公の施設の機能向上を図るために指定管理者の負担により行われる改修工事

(改修支援金の交付要件)

第3条 改修支援金の交付対象者は指定管理者とし、次の各号に掲げる要件に該当する場合に交付する。

- (1) 指定管理者が管理する公の施設の機能向上が図られる施設改修であると認められること。
- (2) 指定管理者が町との協定に基づき実施する指定管理業務に係る人件費などの経常経費を含まないこと。
- (3) 施設改修が町の発展に資すると見込まれること。

(対象経費及び交付の金額)

第4条 改修支援金の対象経費は、施設改修に係る費用とし、200万円を上限とする。

(改修支援金の交付申請)

第5条 改修支援金の交付を受けようとする指定管理者は、玉東町指定管理施設改修支援金交付申請書（様式第1号）に玉東町指定管理施設改修計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）及び関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(改修支援金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、改修支援金の交付の決定をしたときは、玉東町指定管理施設改修支援金交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

(内容等の変更)

第7条 指定管理者は前条の規定による通知を受けた後、施設改修の内容に変更が生じるときは、玉東町指定管理施設改修支援金変更申請書(様式第5号)に玉東町指定管理施設改修変更計画書(様式第2号を準用する。)及び関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、交付の決定を受けた改修支援金の額に変更を伴わず、変更申請の際に添付した図面の変更が生じない軽微な変更である場合はこの限りではない。

2 町長は、前項の規定により玉東町指定管理施設改修支援金変更申請書の提出があった場合において、その内容等が適正であると認めたときは、承認をすることができる。この場合において、改修支援金の交付決定額の変更を必要とするときは、改修支援金の交付の変更決定をし、玉東町指定管理施設改修支援金変更交付決定通知書(様式第6号)により、指定管理者に通知するものとする  
(実績報告)

第8条 指定管理者は、事業完了後1箇月以内に玉東町指定管理施設改修実績報告書(様式第7号)に玉東町指定管理施設改修実績書(様式2号を準用する。)、収支精算書(様式第3号を準用する。)及び関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 町長は前条の規定により提出された玉東町指定管理施設改修実績報告書を審査し、改修支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、改修支援金の交付額を確定し、玉東町指定管理施設改修支援金交付確定通知書(様式第8号)により、指定管理者に通知するものとする。

(改修支援金の請求と交付)

第10条 指定管理者は、改修支援金の請求をしようとするとき(改修支援金の概算払い請求をしようとするときを含む。)は、玉東町指定管理施設改修支援金交付請求書(様式第9号)を町長に提出するものとする。

2 町長は前項の規定により提出された玉東町指定管理施設改修支援金交付請求書を審査し、適当な場合は改修支援金の交付の決定額の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 指定管理者がこの要綱に違反若しくは虚偽の申請をしたと認められたとき、町長は改修支援金の全額の返還を命ずることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、玉東町補助金等交付規則(昭和57年玉東町規則第3号)に定めるところによる。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

玉東町長 様

住所

団体名

代表者名 印

玉東町指定管理施設改修支援金交付申請書

年度において、別添のとおり玉東町指定管理施設改修支援金交付要綱に基づき施設改修を実施したいので、金 円を交付されるよう玉東町補助金等交付規則第 3 条及び玉東町指定管理施設改修支援金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

1. 玉東町指定管理施設改修計画書（様式第 2 号）
2. 見積書
3. 収支予算書（様式第 3 号）
4. その他必要な書類

年 月 日

玉東町長 様

住 所

団体名

代表者名 印

玉東町指定管理施設改修（変更）計画（実績）書

1. 目的	
2. 事業内容	※改修内容、規模等を記入すること。
3. 設置場所	
4. 改修面積	m <sup>2</sup>
5. 事業費	円
6. 工期	年 月 日 ~ 年 月 日
7. 備考	

※変更申請や実績報告の際、実施計画から変更が生じた場合は、二段書きとし、変更前を上段に括弧書き、変更後を下段に記入すること。

様式第3号（第5条・8条関係）

収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 ( 精 算 額 )	備 考
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額 ( 精 算 額 )	備 考
計		

様式第 4 号（第 6 条関係）

番 号  
年 月 日

（指定管理者） 様

玉東町長

印

玉東町指定管理施設改修支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった玉東町指定管理施設改修支援金については、玉東町補助金等交付規則第 4 条及び玉東町指定管理施設改修支援金交付要綱第 6 条の規定により、次の条件を付けて、金 円を交付します。

補助の条件

- 1 ○ ○ ○
- 2 ○ ○ ○

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

玉東町長 様

住 所

団体名

代表者名 印

玉東町指定管理施設改修支援金変更申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった玉東町指定管理施設改修支援金に係る施設改修の内容を下記のとおり変更したいので、玉東町補助金等交付規則第 7 条及び玉東町指定管理施設改修支援金交付要綱第 7 条の規定により関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

1. 玉東町指定管理施設改修変更計画書（様式第 2 号を準用）
2. 変更見積書
3. 変更図面
4. 変更収支予算書（様式第 3 号を準用）
5. その他必要な書類

様式第 6 号 (第 7 条関係)

番 号  
年 月 日

(指定管理者) 様

玉東町長

印

玉東町指定管理施設改修支援金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった玉東町指定管理施設改修支援金について、玉東町補助金等交付規則第 7 条及び玉東町指定管理施設改修支援金交付要綱第 7 条の規定により、次の条件を付けて、金 円を交付します。

補助の条件

- 1 ○ ○ ○
- 2 ○ ○ ○



様式第 7 号 (第 8 条関係)

年 月 日

玉東町長 様

住所

団体名

代表者名 印

### 玉東町指定管理施設改修実績報告書

年 月 日付け交付決定通知に基づき玉東町指定管理施設改修を実施したので、玉東町補助金等交付規則第 13 条及び玉東町指定管理施設改修支援金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

(添付書類)

1. 玉東町指定管理施設改修実績書 (様式第 2 号を準用)
2. 改修状況が分かる写真
3. 収支精算書 (様式第 2 号を準用)
4. その他必要な書類

様式第 8 号 (第 9 条関係)

番 号  
年 月 日

(指定管理者) 様

玉東町長

印

玉東町指定管理施設改修支援金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した玉東町指定管理施設改修支援金については、玉東町補助金等交付規則第 14 条及び玉東町指定管理施設改修支援金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 交付決定額 金 円

様式第9号（第10条関係）

玉東町指定管理施設改修支援金交付（概算払い）請求書

年 月 日付け 第 号で確定（交付決定）の通知があった玉東町指定管理施設改修支援金として、下記の金額を交付（概算払い）されるよう玉東町補助金等交付規則第16条及び玉東町指定管理施設改修支援金交付要綱第10条の規定により請求します。

※概算払請求の場合は概算払いが必要な理由を記載すること。

記

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

口座情報	金融機関名	
	預金種目	
	口座番号	
	口座名義	

年 月 日

住所

団体名

代表者名

印

玉東町長

様